

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（24）（略）</p> <p><u>（25） 事業年度の末日の変更があったとき。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（24）（略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>2 （略）</p>

2 附 則

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。